

介護保険要介護認定申請書類の提出について

要介護認定申請書類（以下「申請書」といいます。）の提出方法は、各町介護保険窓口への持参が原則です。「来庁者」が「申請者」となります。

申請日と受理日の関係

申請書の申請日は、窓口で提出を受け付けた日をもって受理日となります。

ただし、記入漏れ、記入誤り又は添付漏れがあった場合は、内容修正等をお願いすることになり、申請日・受理日は補正後になる場合もあります。

マイナンバー法の施行により、介護保険関係申請書類に個人番号を記入し、申請書の提出時に「個人番号確認」と「身元確認」を行うことが義務化されました。

<申請書受付時の「個人番号確認」>

マイナンバー法により、申請書への個人番号記入が義務付けられました。そのため、記入された個人番号が正しいのかどうか確認するため、「個人番号確認」を行います。

申請書類中『個人番号』欄があります。「通知カード」「個人番号カード」「個人番号が記載された住民票」に記載されている「個人番号」を転記してください。

ただし、次の場合に限り、個人番号の記入や確認資料を添えずに申請できます。

- (1) 個人番号が確認できるものを紛失した場合（持参忘れを除く）
- (2) 個人番号が確認できるものを被保険者以外の人が保管し、番号の確認がとれない場合
- (3) 申請代行事業所の方針により、個人番号の記入と確認資料を持たない場合

<申請書受付時の「身元確認」>

「来庁者」が「申請者」であることを確認するため、身分を証明できる書類を見せていただき、「身元確認」を行います。

| 1点でよいもの 国または地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真を貼付されたもの | 2点必要なもの |
|--|---|
| 運転免許証、個人番号カード、顔写真付き住民基本台帳カード、各種障害者手帳、パスポート、在留カード | 各種健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証、介護保険被保険者証、各種公的年金証書、顔写真のない住民基本台帳カード |

<申請書受付時の「代理権の確認」>

申請を「被保険者本人」、「同居の家族」または「申請代行業所」以外の人が行う場合は、『委任状』が必要です。その際、書面による「代理権の確認」を行います。

「被保険者本人」、「同居の家族」または「申請代行業所」以外の人、『委任状』を持参せず、「使者」として申請書類を提出する場合、使者の氏名及び連絡先等を確認します。なお、使者は内容修正等することができません。

※「同居の家族」とは、次のとおりです。

- ①同一の家屋に居住する家族のこと。
- ②世帯分離していても、住所表示が同じであること。
- ③住所表示が違っていても、直に隣接していることがわかること。

同じアパート・マンションに住んでいても、部屋番号が異なる場合は「同居の家族」とはみなしません。

※委任状について、すべてワープロ・パソコンで作成されたものは不可。委任者本人が直筆にて記入・押印してください。

<申請書の『申請者』欄の印鑑について>

「申請代行業所」のみ押印が必要です。

郵送するにあたって

以下の理由で、各町介護保険窓口への持参が困難で、なおかつ、次の条件に該当される場合は、郵送による申請が可能です。

- ①被保険者本人が施設入所の理由により遠隔地（※）に居住していること
- ②被保険者本人が窓口への持参が困難であり、申請される方が遠隔地であること

いずれかに該当し、申請代行業所がない、もしくは遠隔地で来庁が困難であること

※この場合の「遠隔地」とは、西濃地域と岐阜地域以外のことをいいます。

| 添付書類 | 申請者が被保険者本人の場合 | 申請者が本人以外の場合 |
|------|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・申請者の身元確認に必要な書類の写し・申請者の個人番号確認に必要な書類の写し | <ul style="list-style-type: none">・委任状・代理人の身元確認に必要な書類の写し・被保険者本人の個人番号確認に必要な書類の写し |

[注意事項]

郵便物が到着した日に、書類不備や添付書類漏れがなければ、その日を受理日とします。

記入の不備または添付書類漏れがあった場合は、書類の返送または内容修正の補正が必要です。その場合、受理日は補正後の日付けになりますことをご承知おき下さい。

注意1) 返送の場合にかかる費用は、申請者にて負担していただきます。

注意2) 送付先は各町福祉主管課あてです（役場所在地の記載不要）。

神戸町…〒503-2392、輪之内町…〒503-0292、安八町…〒503-0198